



令和2年11月 相談件数

565 件



(前月比: △158件)

(前年同月比: △39件)

掲載内容

- 関東甲信越ブロック若者向け 悪質商法被害防止共同キャンペーンのお知らせ
- 若者向け特別電話相談実施のお知らせ
- 若者が陥りやすい消費者トラブルの事例
- ちばし消費者応援団の活動紹介
- 消費者被害注意報

関東甲信越ブロック若者向け 悪質商法被害防止共同キャンペーン

契約に不慣れな若者を狙った悪質商法や詐欺等は後を絶たず、若者が消費者トラブルに巻き込まれるケースが多くみられます。

そこで、千葉市消費生活センターでは、関東甲信越地区の都県、政令指定都市及び国民生活センターと共同で、若者を対象とした「悪質商法被害防止共同キャンペーン」を1～3月に実施します。



キャンペーン用リーフレット

リーフレット掲載内容の一例

【マルチ商法・マルチまがい商法】



販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法も増えています。

カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達に誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうカモ…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

購入する前に契約内容を確認じゃ!!



お知らせ

👤 若者向け「特別電話相談」を実施します 🗓️

下記の日程で、若者を対象とした電話相談を実施します。

まずはお気軽にお電話にてご相談ください。

日 時：令和3年1月14日(木)、15日(金) 午前9時～午後4時30分

電話番号：043-207-3000 (相談専用電話)



若者が陥りやすい

事例 1 注意！ ネットショッピングの落とし穴！？

口臭予防効果をうたう通常5,000円のサプリメントが「初回お試し500円」という広告を見て、1回だけ利用するつもりで注文したが、翌月に2回目のサプリメントが自宅に届いた。5,000円の請求書が同封されており、定期購入であることに気付いた。改めて通販サイトの画面をずっと下までスクロールしたところ、【3回以上の定期購入が条件】と記載されていた。

解説 このように、ネットショッピングの広告等の「初回お試し価格今だけ500円！」という宣伝文句をうのみにし、その購入条件等をよく確認しないまま契約をしてしまい、後々トラブルに発展する相談事例が多くみられます。



『初回500円』という金額に惑わされて、安易に注文せず、購入条件等を事前にしっかりと確認し、自身で契約内容をよく理解したうえでネットショッピングを上手に利用しましょう。

☆ちばし消費者応援団（団体会員）の活動を紹介します☆



pal*system
パルシステム千葉



〒273-0005 生活協同組合 パルシステム千葉
千葉県船橋市本町 2-1-1 船橋スクエア 21 (4階)
お問い合わせ ☎ 047 (420) 2600
公式ホームページ <https://www.palsystem-chiba.coop>

パルシステム千葉は、1都11県で活動する生活協同組合（以下、生協）で構成された、パルシステムグループの生協です。千葉県内で食材や生活用品をご自宅までお届けする供給事業を中心に、店舗や介護、夕食宅配、家事支援など、多様な事業を展開しているほか、組合員や地域が抱える様々なくらしの課題解決に取り組んでいます。

【パルシステムの商品】

生協によって異なる「安全基準」や「品質管理基準」について、パルシステムでは、農薬や食品添加物、放射能対策などに厳しい自主基準を設けています。持続可能な社会を目指し、産直と環境にこだわった安全・安心な商品をお届けしています。

【社会的課題への取り組み】

少子高齢化が進むことによる人口構造の変化や経済と雇用関係の変化など、暮らしを取り巻く環境は大きく変わってきています。それに伴い、くらしの中で生じる課題も年々変化してきています。パルシステム千葉ではこうした様々な課題に対し、地域の個人や団体と協力しながら解決に向けた支援に取り組んでいます。今回の新型コロナウイルス感染症においては、食品や食材を地域のフードバンクや子ども食堂などへ無償提供したり、組合員にフードドライブ（食品の回収）を呼びかけ、フードバンクに寄付するなど、地域と連携しながら生活困窮者支援に取り組んでいます。

消費者トラブル事例

事例2 アンケートに答えるアルバイトをしたら勝手に借金されていた！

大学構内などで見ず知らずの人に突然声を掛けられ、アンケートに答えるアルバイトに応じたところ、その報酬の支払いのためとして、銀行口座番号とキャッシュカードの暗証番号、氏名、電話番号などを聞き出され、運転免許証をスマートフォンのアプリで撮影されるなどした結果、勝手に自分名義で消費者金融から借り入れをされていた。

解説 このように、簡単なアルバイトだからと言って、見ず知らずの人からの依頼を安易に応じてしまった結果、重要な個人情報や詐欺取られ、知らぬ間に悪用されてしまったというトラブルの相談が寄せられています。



アルバイトの報酬の支払いのためだと言われても、見ず知らずの相手に運転免許証の画像を撮らせたり、銀行口座番号やキャッシュカードの暗証番号などを伝えないようにしましょう。

出典：独立行政法人 国民生活センター 報道発表資料より



【組合員活動】

パルシステム千葉では、商品の利用だけではなく、食や子育て、環境、平和など、組合員の興味・関心ごとについて学び合う「組合員活動」があります。組合員活動には、調理イベントや学習会のほか、パルシステムの産地で実際に野菜などを栽培して収穫を楽しむ「産直交流」など、様々なタイプの活動があります。また、千葉駅から徒歩5分のところにある地域活動施設「パルひろば☆ちば」では、キッチンを備えた会議室やキッズスペースの貸出を行っており、組合員や地域の皆さんの交流の場として活用されています。

(※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現在は利用人数などを制限しています。)



▲安全・安心な食材や日用品をご自宅へお届けします。

▲フードドライブで組合員から寄付された食品を地域のフードバンクへ提供しました。

消費者被害注意報 No. 93



SNSの広告や知人からのメールが思わぬ落とし穴に！

SNS*（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）がきっかけで契約した商品・サービスなどの相談が多く寄せられています。

事例1 SNSで広告を見た低価格の海外サイトに洋服と靴を注文し、代金はクレジットカードで決済したが、商品が届かない。メールで問い合わせを試みたが、返信がない。

事例2 SNSでアカウントを登録している事業者から、サッカーの試合の勝敗予想のギャンブルで、高額な配当金が得られるという情報商材を2万円で購入した。記載のとおり使ってみたが、全く儲からなかったため、事業者に連絡すると、追加のアプリを50万円で購入するよう勧められた。詐欺ではないか。

事例3 SNSで知り合った人から出会い系サイトに誘導され、連絡先交換のために指示された代金を支払ったが、未だに連絡先交換はできていない。騙されたと思うので、返金してほしい。



消費者トラブル防止のために

* SNSとは、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。

- ・ 大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたうSNS上の広告や、「簡単に儲かる」「損はしない」、「会いたい」などの投稿やメッセージは鵜呑みにしないようにしましょう。
- ・ SNS上では話の合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手かはわかりません。お金を支払ったとたん、相手と連絡が取れなくなることもあります。本当に信用できる相手なのか、慎重に判断しましょう。
- ・ 「相手が見せてくれたから」と信用し、運転免許証、健康保険証などの身分証明書の情報を送ってしまうと、取り戻すことは難しく、より大きなトラブルに発展することもありますので、絶対に渡さないようにしましょう。また、個人情報や自分の写真、身元が分かるような書き込みは安易に投稿しないようにしましょう。



商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ！

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く